

長久手市中小企業者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商工業の活性化や賑わいの創出を目的とし、市内事業者が売上の増加を目指して実施する経営改善に係る事業の経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人、その他法人をいう。
- (2) 市内事業者 長久手市内で事業所又は店舗を有し、事業を営む中小企業者等をいう。
- (3) SNS 利用者が不特定多数の人や企業とインターネット上でつながり、相互に情報やコンテンツを共有できるサービスであって、市長が別に指定するものをいう。
- (4) 体験型観光 食、自然、歴史、文化などを活用した体験をとおして地域の魅力を体感する観光の形態をいう。
- (5) OTAサイト インターネット上で取引を行う旅行会社のウェブサイトをいう。
- (6) 開業届 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する「個人事業の開業・廃業等届出書」をいう。
- (7) 法人設立届出書 法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する「法人設立届出書」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する市内

事業者とする。ただし、別表の創業支援事業を行う場合は、令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に市内で創業する者とする。

(1) 別表の補助対象事業を、長久手市内の事業所又は店舗で実施した者又は市内に居住地のある個人事業主。

(2) 交付申請日及び補助金請求日において倒産又は廃業をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者及び営業内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業である場合は、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、別表の補助対象事業で、第7条に規定する交付決定後から当該年度の1月31日までの間に実施し、かつ支払を完了した経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長久手市中小企業者等支援補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及び長久手市中小企業者等支援補助金申請に関する誓約書（様式第3号）に、次に掲げる必要な書類を添えて、当該年度の12月18日までに市長へ提出するものとする。

(1) 愛知県の承認を受けた経営革新計画（経営革新事業の場合）

(2) 長久手市商工会又は金融機関の確認を受けた創業計画書（創業支援事業の場合）

(3) 事業者が存在していることを確認できる書類

(4) 補助対象者であることが分かる書類

(5) 見積書

2 1事業者又は同一事業所からの交付申請は、年度につき1回に限ることとする。なお、補助対象事業は1つに限ることとする。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、長久手市中小企業者等支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、長久手市中小企業者等支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更、中止又は廃止）

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて当該年度の12月18日までに市長に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の通知）

第9条 市長は、前条の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は補助対象事業が完了したときは、事業完了した日から起算して30日を経過した日までに長久手市中小企業者等支援補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）及び事業報告書（様式第9号）に、次に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施したことがわかる書類
- (2) 契約書（契約を伴う事業を実施した場合のみ）の写し
- (3) 補助対象経費の支払いを完了したことがわかる書類（領収書及び通帳等）の写し
- (4) 申請者の本人確認書類（個人事業主のみ）の写し

(5) 申請者名義の通帳の写し

(6) 開業届又は法人設立届出書の写し（創業支援事業の場合）

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは長久手市中小企業者等支援補助金額確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の補助金額の確定の通知を受けた申請者は、長久手市中小企業者等支援補助金請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、申請者が第6条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第14条 市長は、申請者及び補助金の交付を受けた者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第15条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月22日から施行し令和4年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の本要綱の別表3の項の規定は、令和5年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。

別表

補助対象事業一覧

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
1 販路拡大事業	SNS広告費用 (LINE、X (旧Twitter)、 Instagram、Facebook、 YouTube、TikTok)	(1) 補助率 補助対象経費の2 分の1 (ただし千円未 満の端数は切捨て) (2) 上限額 10万円
2 体験型観光支 援事業	体験型観光プログラムを登録し、運営する以 下の費用 (1) OTAサイトへの掲載料 (2) OTAサイトのシステム利用料 (販売手数料)	
3 経営革新事業	経営革新計画で愛知県から承認を受けた以 下の費用 (1) 改修費 (2) 機械及び備品購入費 (車両は除く。)	(1) 補助率 補助対象経費の2 分の1 (ただし千円未 満の端数は切捨て) (2) 上限額 30万円
4 創業支援事業	創業計画書で長久手市商工会又は金融機関 から確認を受けた以下の費用 (1) 店舗改修工事費 (2) 求人掲載費 (3) 広告宣伝費	

※補助対象事業はいずれか一つの事業が対象となります。

※経営革新事業の補助対象経費のうち機械及び備品購入費は、単価1万円以上のものが対象となります。

※創業支援事業の申請について、過去に本補助金の創業支援事業にて交付を受けている場合は対象外となります。

※創業の日について、個人事業主の場合は開業届に記載の「開業・廃業等日」、法人の場合は法人設立届出書に記載の「事業開始 (見込み) 年月日」に記載の日付で判断します。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

長久手市中小企業者等支援補助金交付申請書

長久手市中小企業者等支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、長久手市中小企業者等支援補助金交付要綱を遵守します。

1 申請者

法人名 (個人事業主：屋号)	
本店所在地 (住所地)	〒 ー
代表者役職・氏名	
連絡先電話番号	ー ー
担当者名	
事業所・店舗の名称	
事業所・店舗の所在地	〒 ー

2 事業内容・補助対象経費額

補助対象事業	補助対象 経費（税込）	補助率	交付申請額 (千円未満切捨)	補助 上限額
販路拡大事業	円	×1/2	⇒ 円	10万円
体験型観光支援事業	円		⇒ 円	
経営革新事業	円		⇒ 円	30万円
創業支援事業	円		⇒ 円	

3 添付資料

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 経営革新計画（経営革新事業の場合）
- (4) 創業計画書（創業支援事業の場合）
- (5) 事業者が存在していることを確認できる書類
- (6) 補助対象者であることが分かる書類
- (7) 見積書

様式第2-1号(第6条関係)

事業計画書(販路拡大事業)

1 実施予定内容

SNS広告費用

ア SNS広告内容							
(ア)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(イ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(ウ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(エ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(オ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
イ ターゲット層							
(ア)	年齢層:						
(イ)	性別: 男性 ・ 女性 ・ 両方						
(ウ)	地域:						
(エ)	その他:						
ウ 上記のターゲットとする理由							

2 販路拡大事業 補助対象経費額
合計 円(税込)

様式第2-2号（第6条関係）

事業計画書（体験型観光支援事業）

1 実施予定内容

(1) 体験型観光支援事業の内容

ア 体験型観光支援事業内容
(ア)掲載OTAサイトの名称： 掲載内容： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで 金額： 円
(イ)掲載OTAサイトの名称： 掲載内容： 期間： 年 月 日から 年 月 日まで 金額： 円
イ 体験型観光プログラムメニューの概要
ウ 体験型観光プログラムメニューの料金（税込） 円

(2) 補助対象経費内訳

内容	補助対象経費
<input type="checkbox"/> 掲載料	円
<input type="checkbox"/> 見込システム利用料（販売手数料）	期間中見込販売額 円× %
	円
合計	円

様式第 2 - 3 号 (第 6 条関係)

事業計画書 (経営革新事業)

1 実施予定内容

(1) 経営革新事業の内容

ア 経営革新事業内容
イ 事業期間 年 月 日～ 年 月 日
備考

(2) 補助対象経費内訳

内容	補助対象経費
<input type="checkbox"/> 改修費	円
<input type="checkbox"/> 機械及び備品購入費	円
合計	円

様式第2-4号(第6条関係)

事業計画書(創業支援事業)

1 実施予定内容

(1) 創業支援事業の概要

ア 施設名又は店舗名
イ 実施予定事業内容
ウ 創業予定日 年 月 日

(2) 補助対象経費内訳

内容	補助対象経費
<input type="checkbox"/> 店舗改修工事費	円
<input type="checkbox"/> 求人掲載費	円
<input type="checkbox"/> 広告宣伝費	円
合計	円

様式第3号（第6条関係）

長久手市中小企業者等支援補助金申請に関する誓約書

私（法人）は、長久手市中小企業者等支援補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- ・長久手市中小企業者等支援補助金交付要綱を遵守します。
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合及び交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金を返還します。
- ・補助金の申請にあたり提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- ・補助対象事業の実施により生じた問題（苦情等）については、長久手市には一切迷惑をかけません。
- ・市税の滞納はありません。
- ・市長が必要と認めた場合には、納税者情報及び納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いかを確認することに同意します。
- ・代表者、役員、使用人その他の従業員、構成員等は、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- ・市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

本店所在地（住所地）

法人名（個人事業主：屋号）

代表者役職・氏名

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市中小企業者等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました補助金については、下記のとおり交付決定します。

記

1 実施事業

2 実施内容

3 交付決定額
金

円

4 交付の条件

補助対象事業を変更、中止又は廃止する場合は、承認を受けてください。

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市中小企業者等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金については、審査の結果、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

年 月 日

長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認申請書

長久手市長 殿

本店所在地（住所地）
法人名（個人事業主：屋号）
代表者役職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知の
ありました事業について、下記のとおり事業計画・補助対象経費額の変更・中
止・廃止の承認を受けたいので、申請します。

記

1 変更・中止・廃止をする事項

補助対象経費額の変更	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 変更・中止・廃止をする理由

3 その他参考となる事項

様

長久手市長

長久手市中小企業者等支援補助金事業計画変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のありました補助金については、
下記のとおり承認を決定しました。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 補助金額

変更前 金 円

変更後 金 円

3 その他

長久手市中小企業者等支援補助金実績報告書

長久手市長 殿

本店所在地（住所地）
法人名（個人事業主：屋号）
代表者役職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました事業は、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 事業実績
別紙事業報告書のとおり
- 3 添付資料
 - (1) 事業報告書（様式第9号）
 - (2) 補助対象事業を実施したことがわかる書類
 - (3) 契約書（契約を伴う事業を実施した場合のみ）の写し
 - (4) 補助対象経費を支払いを完了したことがわかる書類（領収書及び通帳等）の写し
 - (5) 本人確認書類（個人事業主のみ）
 - (6) 申請者名義の通帳の写し
 - (7) 開業届又は法人設立届出書の写し（創業支援事業の場合）

事業報告書(販路拡大)

1 実施内容

ア SNS広告内容							
(ア)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(イ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(ウ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(エ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
(オ)	SNSの名称:						
	期間:	年	月	日から	年	月	日まで
	金額:	円					
イ ターゲット層							
(ア)	年齢層:						
(イ)	性別: 男性 ・ 女性 ・ 両方						
(ウ)	地域:						
(エ)	その他:						
ウ SNS広告による効果							

2 販路拡大事業 実施金額

合計 円(税込)

様式第9-3号(第10条関係)

事業報告書(経営革新事業)

1 実施内容

(1) 経営革新内容

ア	経営革新事業実施内容
イ	経営革新事業期間 年 月 日～ 年 月 日
ウ	経営革新事業実施場所
	備考

(2) 経営革新事業の成果

--

(3) 補助対象経費内訳

--

2 経営革新事業 補助対象経費額 合計
円(税込)

様式第9-4号(第10条関係)

事業報告書(創業支援事業)

1 実施内容

(1) 創業支援事業内容

ア	施設名又は店舗名
イ	創業日 年 月 日
ウ	事業実施場所
エ	事業の成果

(2) 補助対象経費内訳

内容	補助対象経費
<input type="checkbox"/> 店舗改修工事費	円
<input type="checkbox"/> 求人掲載費	円
<input type="checkbox"/> 広告宣伝費	円
合計	円

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市中小企業者等支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました実績報告書により、長久手市中小企業等支援補助金は、下記のとおり確定しました。

なお、実施状況について現地調査及びヒアリングを実施することがあります。

記

補助金確定金額

金 円

長久手市中小企業者等支援補助金請求書

長久手市長 殿

本店所在地（住所地）
法人名（個人事業主：屋号）
代表者役職・氏名



年 月 日付け 第 号で補助金確定通知の
ありました、長久手市中小企業者等支援補助金について、下記のとおり請求し
ます。

記

請求金額
金 円

振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	